

令和2年第9回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年9月10日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和2年9月10日	午前10時00分
	散 会	令和2年9月10日	午前11時41分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名 欠 席 0 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	〃
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	〃
8	仲宗根 須磨子	〃	15	石 川 博 己	〃

※ 会議録署名議員

5 番	小橋川 健	6 番	伊良波 勤
-----	-------	-----	-------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	知 念 正 昭	会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳
総 務 課 長	仲宗根 章	企画商工観光課長	屋富祖 良 美
住 民 課 長	崎 原 誠	福 祉 課 長	安 里 孝 夫
健康づくり推進課長	平安山 良 信	建 設 課 長	宮 城 忠
農 林 水 産 課 長	松 本 一 也	上 下 水 道 課 長	新 里 一 成
教育委員会事務局長	有 銘 高 啓		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

議 事 日 程

9月10日（木） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3		議長諸般の報告
4		町長の行政報告
5	報告第13号	令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について (報告)
6	報告第14号	令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について (報告)
7	報告第15号	令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について (報告)
8	報告第16号	令和元年度本部町教育委員会事務点検・評価報告について (報告)
9	報告第17号	専決処分の報告について (町営住宅謝花第2団地新築工事〈A棟建築〉) (報告)
10	報告第18号	専決処分の報告について (町営住宅謝花第2団地新築工事〈B棟建築〉) (報告)
11	議案第54号	本部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
12	議案第55号	本部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)

日程番号	議案番号	件名
13	議案第56号	本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
14	議案第57号	もとぶ文化交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について (議案説明)
15	議案第58号	工事請負契約の締結について (上本部小中一貫校グラウンド整備工事) (議案説明・審議・採決)
16	議案第59号	北部広域市町村圏事務組合理約の変更について (議案説明)
17	議案第60号	令和2年度本部町一般会計補正予算について (議案説明)
18	議案第61号	令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (議案説明)
19	議案第62号	令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について (議案説明)
20	議案第63号	令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算について (議案説明)
21	議案第64号	令和2年度本部町水道事業会計補正予算について (議案説明)
22	議案第65号	令和元年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について (議案説明)
23	議案第66号	令和元年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (議案説明)
24	議案第67号	令和元年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について (議案説明)
25	議案第68号	令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (議案説明)

日程番号	議案番号	件名
26	議案第69号	令和元年度本部町水道事業会計決算認定について (議案説明)
27		決算審査特別委員会の設置
28	議案第70号	本部町教育委員会教育長の任命同意について (議案説明・審議・採決)
29	議案第71号	本部町教育委員会委員の任命同意について (議案説明・審議・採決)
30	議案第72号	本部町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするについて (議案説明・審議・採決)
31	議案第73号	本部町農業委員会委員の任命について (議案説明・審議・採決)
32	議案第74号	本部町農業委員会委員の任命について (議案説明・審議・採決)
33	議案第75号	本部町農業委員会委員の任命について (議案説明・審議・採決)
34	議案第76号	本部町農業委員会委員の任命について (議案説明・審議・採決)
35	議案第77号	本部町農業委員会委員の任命について (議案説明・審議・採決)
36	議案第78号	本部町農業委員会委員の任命について (議案説明・審議・採決)
37	議案第79号	工事請負契約の締結について (伊豆味クカルビ地区農地防災工事 〈2工区〉) (議案説明・審議・採決)

○ **議長 石川博己** ただいまから令和2年第9回本部町議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって5番 小橋川 健議員及び6番 伊良波 勤議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの8日間にします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から9月17日までの8日間に決定しました。

日程第3．議長諸般の報告を行います。

報告書をお配りしたとおりであります。その中から抜粋して説明をさせていただきます。

6月29日月曜日、第8回北部地域基幹病院整備推進会議を北部会館にて開催をいたしております。北部地域基幹病院整備に関する要請についての決議を行いました。それを受けて7月2日、木曜日には沖縄県議会議長及び沖縄県知事へ北部地域基幹病院整備に関する要請を行いました。要請者は北部地域基幹病院整備推進会議構成団体15名となっております。

8月18日、北部広域市町村圏事務組合議会第56回定例会が開催されました。議事として、令和2年度北部広域市町村圏事務組合一般会計補正予算について等、4つの議案が審議されました。その中でも補正予算で、沖縄北部地域緊急救助ヘリ運航事業が審議、採決されました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されております。朗読は省略します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．町長の行政報告を行います。町長。

○ **町長 平良武康** 皆さん改めておはようございます。令和2年6月1日から令和2年8月31日までの私の行政報告を行います。主な事項のみを説明いたします。

1ページのほうですけれども、6月9日から町内保育園の激励訪問を行っております。2日間にわたりまして町内9か所の全保育所を訪問いたしまして、職員を激励しております。そして保育所の持つ課題等の掌握に当たっております。特に今回は、コロナ禍の中で職員がとても緊張感を持って職務に精励なされたということで、そういったことも含めて激励したところであります。

翌10日から町内の学校の激励訪問に入っております。本部中学校、伊豆味小学校を含めて、3日間にわたりまして全学校を訪問いたしまして、各学校の持つ課題などを掌握しながら、かつまた、特に学力向上等についてしっかり学校現場のほうで頑張っていていただきたいというよう

な思いを込めて激励訪問をやっております。当然ですけれども、教育長も含めてやってございます。

それから17日、高速船ジンベエ・マリン就航記者発表会を実施しております。これは第一マリン株式会社と我がほうと観光協会、商工会を含めて合同での記者発表ということで私も参加しております。75分で直行便が開設されたということであります。コロナ禍の中でまだ乗船客は不十分ですけれども、これからこのジンベエ・マリンを通じて観光客がどんどんこの町に、本部町に足を運んでいただければというように考えております。

23日は、沖縄戦没者追悼の慰霊祭、恒例ですけれども平和祈念公園に足を運びました。いつもと違ってとても縮小された形での慰霊祭でございました。コロナ禍の中でこれもやむを得ないというように考えました。

24日から3日間にわたって町内の老人介護福祉施設の激励訪問をやっております。3日間にわたって16施設全ての介護施設に足を運びまして、施設の職員を激励し、そしてまた施設に通っている高齢者等にも激励の挨拶をしております。

25日、沖縄振興予算の意見交換会ということで副知事をはじめ、各県部局長が北部地域に足を運んで、北部の市町村長と意見交換をしております。特に我がほうからは沖縄振興関係の予算がずっとこの間縮小されている。特にハード交付金が縮小されることによって、県発注の工事、道路関係の工事が遅々と進まないということで予算の確保に全力を挙げていただきたいというような強い要望をしたところでございます。

次のページです。7月1日に、沖縄美ら島財団と本部町との包括連携協定を結びました。地域の経済をつくるに当たって、あるいはそれだけにとどまることなく、教育の材料として記念公園の中には多くの材料がありますので、そういったものも活用しながら経済から教育まで含めて包括的な連携協定を結んで、これまで以上にお互いに連携強化をしながらまちづくりを推進していきたいということで、連携協定を締結してございます。

2日、本部町産あぐ〜の商標使用調印式をやっております。あぐ〜の商標はJAおきなわが持っております。その商標を本部町にもぜひ使わせていただきたいということで、その調印でございます。辺名地の山の上のほうで県の食肉センターのほうがアグー生産をしております。そのアグーを本部のブランドとしてふるさと納税の返礼品とか、あるいはその他の加工、そして観光商材として今後使っていきたいと考えているところでございます。

6日、県産品の奨励及び地元産品の奨励、地元企業の優先使用についての要請を受けております。商工会のほうから例年このような形で、ぜひ町の産品、町の企業体を優先的に活用していただきたいという要請でございました。

10日には、今度は県の工業連合会のほうから県産品の優先使用ということでの要請がございました。同日ですが、もとぶかりゆしゴールドの旬入り出荷式を実施しております。

ずっと下のほうに行きまして、28日ですけれども、北部基幹病院の基本的枠組みに関する協議会ということで、じきじきに県知事が見えまして、基本的な枠組みに関する調印をそのときに

やっております。

次のページでございます。31日ですけれども、本部町で新型コロナウイルスの感染者が、罹患者が出たという報告を県のほうから受けました。早速本町としては罹患者に対する誹謗中傷等がないようにということで町長のメッセージを発信しながら、そしてまたその翌日にはFMを通じて個人に対する誹謗中傷がないようにということで、町民向けの情報発信をやってございます。

31日には、北部保健所長に直接お会いいたしまして、本部町における新型コロナ対策についての予防、感染対策について特段の指導と配慮をお願いしたいということで直接お会いいたしまして、強い要望、要請をしたところでございます。

14日、保健所のほうと医師会、北部の市町村長が一堂に会しまして、新型コロナに対する現状報告を受けまして、保健所と医師会のほうからぜひ北部地域についても軽傷者のホテルの借り上げを行い、そしてその中でこれからの対応をしていきたいといったような、そういった旨の報告等もございました。

27日ですけれども、沖縄振興政策ツールに関するウェブ対面会議ということで、内閣府の参事官から次期沖縄振興政策に対する考え方等についての対面した意見交換がございました。その中で、これまでの沖縄振興というのは、沖縄県は格差があるからいろいろ優遇な税制なり措置をしてくれと。あるいは格差是正というものを前面においての沖縄振興策といったようなことでしたけれども、次期沖縄振興政策についてはそういったことではなくて、我が沖縄県の持つ有利性というものをもっと前面に押し出していきたいと。我が国唯一の亜熱帯地域であるということと、南の玄関口でもあるし、同時にまた独特な文化も持っている。そういう中で沖縄の有利性というものを盛り込んでいって、我が国日本を先導していくといったような、そういういい面をもっと次期沖縄振興計画の中には盛り込んでやっていただきたいというような、そのような要望を国のほうには私のほうから発言しております。その件については、県に対してもいろんな場面の中で格差是正とか弱さの部分ではなくて、もっと沖縄の個性というものが十分に発揮できるような、もっと我が国をリードするようないい面を打ち出して、次期沖縄振興計画の中に盛り込んでいただきたいといったようなことを、いろんな機会の中でそういう発言をしているところでございます。以上、行政報告に換えます。

○ **議長 石川博己** これで町長の行政報告を終わります。

日程第5．報告第13号 令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 令和2年第9回本部町議会定例会におきまして、6件の報告と26件の議案を提出してございます。その内訳は、令和元年度の決算に基づく報告が3件、教育委員会の事務点検・評価報告が1件、工事に係る専決処分報告が2件、条例の一部改正及び新規制定の議案が4件、工事請負契約の締結議案が2件、北部広域市町村圏事務組合規約の変更議案が1件、令和2年度補正予算の議案が5件、令和元年度決算認定の議案が5件、教育委員及び農業委員の任

命同意に関する議案が9件となっております。説明に当たりましては、副町長、教育長及び担当課長が説明を行いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 議長 石川博己 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 屋富祖良美 おはようございます。報告第13号についてご説明いたします。

報告第13号 令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定により令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書を別紙のとおり提出する。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。

お配りしております事業報告及び決算報告書をご覧ください。決算書の10ページから13ページが実績用途別の明細表となっております。12ページをお開きください。右のほうの本年度取得造成（B）というのが実績であります。その中の取得面積が6万1,149.93平米、金額として7億6,224万7,907円となっております。本部町といたしましては、昭和53年を最後に土地開発公社の活用はされておられません。本部支社の決算は23ページの付属明細書のA4の横のほうに載っております。左側の下の国頭村から4行目本部町というところがあります。これの合計のほうで66万6,019円となっております。以上、報告を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第13号 令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを終わります。

日程第6．報告第14号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 報告第14号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙の監査委員の意見書を付けて次のとおり議会に報告する。実質赤字比率、ございません。連結実質赤字比率、ございません。実質公債費比率、10.0%、将来負担比率、22.2%。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。表中括弧内は、本町の早期健全化の基準でございますが、全て基準内でございます。

次のページをお願いいたします。過去4年分の健全化判断比率の推移を表しております。全て基準内でございます。

次のページをお願いいたします。町監査委員からの審査意見書でございます。一番下の段でございますが、是正改善を要する事項ということで、特に指摘すべき事項はないという意見をいただいております。以上です。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第14号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを終わります。

日程第7. 報告第15号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告についてを議題とします。
本案について提出者の報告を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 新里一成** 報告第15号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙の監査委員の意見書を付けて次のとおり議会に報告する。特別会計の名称、本部町水道事業会計の資金不足はございません。資金不足比率の20%の上に棒線を表示しているのは、資金不足が発生していないことを表示しております。本部町公共下水道特別会計も資金不足は発生しておりません。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。

2枚目は、令和元年度本部町水道事業会計決算審査意見書から抜粋したものであります。

3枚目は、令和元年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算審査意見書から抜粋したものです。

最後のページ、報告第15号の参考資料をご覧ください。資金不足比率の推移ということで、令和元年度から過去にさかのぼり4カ年間、上下水道とも資金不足は発生しておりません。2番の資金不足比率の概要といたしまして、公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率は、経営健全化基準の20%となっております。上下水道とも指摘すべき事項はないと受けております。以上で報告を終わります。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第15号 令和元年度決算に基づく資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第8. 報告第16号 令和元年度本部町教育委員会事務点検・評価報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 報告第16号について説明いたします。

報告第16号 令和元年度本部町教育委員会事務点検・評価報告について。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、議会に報告する。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお開きください。評価報告書となっております。次の1ページをお開きください。事業は、令和元年度に執行した事業を対象としておりまして、事務事業ごとに点検・評価報告を行っております。その中から何点かを報告させていただきたいと思っております。

2ページをお開きください。本部高校チャレンジ塾であります。事業内容としましては、火曜、木曜、金曜日の週3回実施しております。点検・評価としまして、3年生の進路先であります、名桜大学4名、沖縄大学1名となっており、希望どおりの進路に進むことができております。

次に学力向上学習支援事業であります。一括交付金を活用して教員免許を有する学習支援員を町臨時教諭職として採用し、各校へ派遣しております。点検・評価としまして、本部小学校に5名、上本部小学校に3名、本部中学校に2名、上本部中学校に1名、伊豆味小中学校に1名、瀬底小学校に1名、崎本部小学校に1名、計14名を配置しております。授業中では思考や理解に遅れがちな児童生徒に授業支援を行ったり、放課後に習熟学習や繰り返し学習などの補習授業を行い、日々の授業に遅れのないよう、また積み残しを学び直す場を与えることで児童生徒の学力の底上げを図っております。

次の3ページをお開きください。上本部小中一貫校建設整備事業であります。点検・評価としまして、令和元年9月末に校舎が完成し、新校舎にて授業が開始できております。上本部小中一貫校全面改築は令和2年度末の完了予定であります。

5ページをお開きください。下から2番目、本部半島・伊江島エリア観光促進事業（本部半島多機能観光支援施設整備）であります。こちらは昨年度に内示を得て工事を契約しております。現在、繰越工事を行いながら、点検・評価としまして、新築工事（建築1工区、建築2工区、電気、機械）、工事監理業務を発注しております。今年度末の完了をもって現在工事を進めているところであります。最後に、学校給食であります。学校給食のほうは安全、安心かつおいしい学校給食として提供し、また本町の特産物を通して食文化などを学びながら食育に寄与するという事業内容におきまして、栄養バランスを考慮した献立作成や食育にもつながる季節・行事に対応した沖縄の伝統食の実施など、計画どおりに給食の提供ができております。給食についてであります。調定額約6,270万円に対し、納付額約6,200万円となっております。収納率は98.8%となっております。対前年度比と比べまして4.86ポイント増となっております。以上で報告を終わります。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第16号 令和元年度本部町教育委員会事務点検・評価報告についてを終わります。

日程第9．報告第17号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 報告第17号についてご説明いたします。

報告第17号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和元年第5回本部町議会（臨時会）で議案第44号をもって議決をされた町営住宅謝花第2団地新築工事（A棟建築）工事請負契約で請負代金額の契約変更について。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、町営住宅謝花第2団地新築工事（A棟建築）につ

いて、契約金額「1億846万円」を「1億842万7,000円」に変更し改定契約を締結する。令和2年8月26日、本部町長 平良武康。3万3,000円の減額になっております。

次のページ、変更箇所対照表をお願いします。載荷試験準備工、重機費が3日の増、重機移動費が2回の増、土工、土砂運搬4キロ以下が226立米の減、1.5キロ以下が226立米の増、発生土処分が317トンの減、木工、造作材が0.83立米の増、製材の防虫・防蟻処理が0.83立米の増、ハンガーラックが36メートルの増、金属製建具工、引違い窓（可動式防虫網戸）が2か所の増、引違い（防火設備）が2か所の減、塗装工で36メートルの増、ユニット及びその他工事、階数表示板が2か所の減、外構工事、集水会所柵が6か所の増、集水柵-2が1か所の増となっております。以上で報告を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第17号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第10. 報告第18号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。建設課長。

○ 建設課長 宮城 忠 報告第18号についてご説明いたします。

報告第18号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和元年第5回本部町議会（臨時会）で議案第45号をもって議決をされた町営住宅謝花第2団地新築工事（B棟建築）工事請負契約で請負代金額の契約変更について。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、町営住宅謝花第2団地新築工事（B棟建築）について、契約金額「1億373万円」を「1億392万2,500円」に変更し改定契約を締結する。令和2年8月26日、本部町長 平良武康。19万2,500円の増額になっております。

次のページ、変更箇所対照表をお願いします。これも載荷試験準備工で重機費が3日の増、重機移動費が2回の増、土工で土砂運搬4キロ以下が226立米の減、0.5キロ以下が226立米の増、発生土処分が317トンの減、コンクリート工としまして普通コンクリートの強度18Nが30.4立米の減、27+3Nが121立米の減、27+3Nが143立米の減、27+6Nが30.4立米の増、27+6Nが121立米の増、27+6Nが143立米の増、木工で造作材が0.3立米の増、製材の防虫・防蟻処理が0.83立米の増、ハンガーラックが36メートルの増、塗装工で36メートルの増、ユニット及びその他工事の表示板が2か所の減、外構工事、集水会所柵が5か所の増、集水柵-2が1か所の増になっております。以上で報告を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第18号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第11. 議案第54号 本部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○ **福祉課長 安里孝夫** 議案第54号についてご説明いたします。

議案第54号 本部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和2年9月10日提出、本部町長平良武康。

提案理由、令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化実施にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。以上です。

○ **議長 石川博己** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第12. 議案第55号 本部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○ **福祉課長 安里孝夫** 議案第55号についてご説明いたします。

議案第55号 本部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和2年9月10日提出、本部町長平良武康。

提案理由、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。以上です。

○ **議長 石川博己** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第13. 議案第56号 本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○ **福祉課長 安里孝夫** 議案第56号についてご説明いたします。

議案第56号 本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

を改正する条例の制定について。本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。以上です。

○ **議長 石川博己** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第14. 議案第57号 もとぶ文化交流センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 議案第57号についてご説明いたします。

議案第57号 もとぶ文化交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について。もとぶ文化交流センターの設置及び管理に関する条例を別紙のように制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、もとぶ文化交流センターの設置に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、施設の設置及び管理に関する事項を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。以上です。

○ **議長 石川博己** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第15. 議案第58号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 有銘高啓** 議案第58号についてご説明いたします。

議案第58号 工事請負契約の締結について。上本部小中一貫校グラウンド整備工事について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、上本部小中一貫校グラウンド整備工事。2、契約の相手、本部町字東326番地1、有限会社良和組・沖建合資会社、特定建設工事共同企業体。代表者、有限会社良和組、代表取締役 平良 學。3、契約金額、2億2,583万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財源の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提案する理由である。

次のページをお開きください。工事概要となっております。1、工期、185日間。2、指名業者、有限会社良三組・株式会社渡久地組、特定建設工事共同企業体から本部造園株式会社・有限会社比嘉建設工業、特定建設工事共同企業体の6企業体となっております。3、工事概要、土工

から雑工までの一式となっております。

次のページをお開きください。入札結果報告書となっております。

次のページをお開きください。A3判の平面図となっております。計画平面図となっております。こちらカラーで今回の工事箇所を示しております。まずは茶色で塗られた部分がメインのグラウンドとなっております。グリーンで塗られているのが芝の工事となっております。グレーの部分が通路及び駐車場となっております。グラウンドそばにあります水色に塗られている部分が斜面となっております。

次の平面図をお開きください。こちらは排水の計画平面図になっておりまして、グラウンドのセンター部分です。ラインを引かれておりますが、BPからNo.5までのラインであります。センターを中心にグラウンドを北側と南側のほうに排水を分けて排水し、両サイドで排水を拾い、グラウンド右下の角で集約し、前面町道のほうに排水を流していくという計画となっております。以上で説明を終わります。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第58号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第58号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第59号 北部広域市町村圏事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 屋富祖良美** 議案第59号 北部広域市町村圏事務組合理約の変更について。地方自治法第286条第2項の規定により、北部広域市町村圏事務組合理約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、北部広域市町村圏事務組合が新たに実施する北部振興事業に要する経費の支弁方法について定める必要があるため、同組合理約を変更する必要がある。これが、この議案を提案する理由である。

○ **議長 石川博己** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第17. 議案第60号 令和2年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 議案第60号 令和2年度本部町一般会計補正予算について。令和2年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。以上です。

○ **議長 石川博己** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第18. 議案第61号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第61号 令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について。令和2年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。以上です。

○ **議長 石川博己** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は、後日行います。

日程第19. 議案第62号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 議案第62号 令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算について。令和2年度本部町後期高齢者医療特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。以上です。

○ **議長 石川博己** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第20. 議案第63号 令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 新里一成** 議案第63号 令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算について。令和2年度本部町公共下水道特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。

○ **議長 石川博己** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第21. 議案第64号 令和2年度本部町水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 新里一成** 議案第64号 令和2年度本部町水道事業会計補正予算について。令和2年度本部町水道事業会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。

○ **議長 石川博己** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

休憩します。

休 憩（午前10時54分）

再開します。

再 開（午前11時05分）

日程第22. 議案第65号 令和元年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

○ **会計管理者兼会計課長 上間辰巳** それでは黄色の冊子をお願いします。決算書の2枚目のほうをお開きください。

議案第65号 令和元年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。令和元年度本部町一般会計歳入歳出決算は次のとおりでありますので、別紙監査委員の意見書を添えて議会の認定を求めます。令和2年9月10日提出。本部町議会議長 石川博己殿。本部町長 平良武康。以上でございます。

○ **議長 石川博己** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第23. 議案第66号 令和元年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 黄色の冊子の中のほう、緑の合紙のほうをご覧ください。

議案第66号 令和元年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。令和元年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は次のとおりでありますので、別紙監査委員の意見書を添えて議会の認定を求めます。令和2年9月10日提出。本部町議会議長 石川博己殿。本部町長 平良武康。以上です。

○ **議長 石川博己** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第24. 議案第67号 令和元年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 新里一成** 決算書の283ページ、次の水色からが下水道会計の決算書となっております。次のページをお願いいたします。

議案第67号 令和元年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について。令和元年度本部町公共下水道特別会計歳入歳出決算は次のとおりでありますので、別紙監査委員の意見書を添えて議会の認定を求めます。令和2年9月10日提出。本部町議会議長 石川博己殿。本部町長 平良武康。

○ **議長 石川博己** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第25. 議案第68号 令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 平安山良信** 黄色の中表紙の次のページをお開きください。

議案第68号 令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。令和元年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は次のとおりでありますので、別紙監査委員の意見書を添えて議会の認定を求めます。令和2年9月10日提出。本部町議会議長 石川博己殿。本部町長 平良武康。以上です。

○ **議長 石川博己** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第26. 議案第69号 令和元年度本部町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 新里一成** 議案第69号についてご説明いたします。

白い冊子をお願いいたします。1枚めくっていただいて、議案第69号 令和元年度本部町水道事業会計決算認定について。令和元年度本部町水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条及び第32条により議会の認定を求めます。令和2年9月10日提出。本部町議会議長 石川博己殿。本部町長 平良武康。

○ **議長 石川博己** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第27. 決算審査特別委員会の設置についてをお諮りします。

議案第65号 令和元年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第66号、議案第67号、議案第68号の各特別会計及び議案第69号 令和元年度本部町水道事業会計決算認定については、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第65号 令和元年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第66号、議案第67号、議案第68号の各特別会計及び議案第69号 令和元年度本部町水道事業会計決算認定については、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

休憩します。

休 憩 (午前11時12分)

再開します。

再 開 (午前11時19分)

これから諸般の報告を行います。

休憩中に決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。委員長に喜納政樹議員、副委員長に松川秀清議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第28. 議案第70号 本部町教育委員会教育長の任命同意についてを議題とします。

休憩します。

休 憩 (午前11時19分)

再開します。

再 開 (午前11時19分)

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 議案第70号 本部町教育委員会教育長の任命同意について。本部町教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、沖縄県国頭郡本部町字渡久地715番地、氏名、知念正昭、生年月日、昭和26年4月28日。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、教育委員会教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○ 議長 石川博己 お諮りします。質疑、討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで質疑、討論を終わります。

議案第70号 本部町教育委員会教育長の任命同意についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第70号 本部町教育委員会教育長の任命同意については、原案のとおり同意されました。

休憩します。

休 憩 (午前11時21分)

再開します。

再 開 (午前11時22分)

日程第29. 議案第71号 本部町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 議案第71号 本部町教育委員会委員の任命同意について。本部町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、本部町字谷茶29番地42、氏名、仲間里枝、生年月日、昭和48年5月27日。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○ 議長 石川博己 お諮りします。質疑、討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで質疑、討論を終わります。

議案第71号 本部町教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第71号 本部町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意されました。

日程第30. 議案第72号 本部町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○ **農林水産課長 松本一也** 議案第72号 本部町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするについて。本部町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者としていたいのので、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定により議会の同意を求めます。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由ですけれども、農業委員会が委員の過半数を占めることを要しない場合において、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号の規定を適用する場合は、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

次のページ、議案の資料であります。その中、2のところのほう、本部町農業委員会の状況についてですが、令和2年6月1日から6月30日の間に農業委員の募集を行っております。その中で6名の応募がありました。その応募の中の半数以上が認定農業者であれば、その議案は必要なかったんですけれども、ちょうど50対50の半数になっておりますので、先ほど説明した理由をもって同意を得たいものとなっておりますので、審議をお願いいたします。以上です。

○ **議長 石川博己** 質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。討論を終わります。

議案第72号 本部町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするについてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第72号 本部町農業委員会委員の過半数を認定農業者等又はこれらに準ずる者とするについては、原案のとおり同意されました。

日程第31. 議案第73号 本部町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 議案第73号 本部町農業委員会委員の任命について。本部町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意

を求める。

住所、本部町字渡久地456番地2、氏名、知念一義、生年月日、昭和23年4月5日。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○ **議長 石川博己** お諮りします。質疑、討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで質疑、討論を終わります。

議案第73号 本部町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第73号 本部町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

日程第32. 議案第74号 本部町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 議案第74号 本部町農業委員会委員の任命について。本部町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、本部町字伊野波305番地1、氏名、高良 久、生年月日、昭和28年2月10日。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○ **議長 石川博己** お諮りします。質疑、討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで質疑、討論を終わります。

議案第74号 本部町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第74号 本部町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

日程第33. 議案第75号 本部町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 議案第75号 本部町農業委員会委員の任命について。本部町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、本部町字瀬底1261番地、町営住宅瀬底団地302、氏名、大城綱徹、生年月日、昭和53年9月4日。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○ 議長 石川博己 お諮りします。質疑、討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで質疑、討論を終わります。

議案第75号 本部町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第75号 本部町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

日程第34. 議案第76号 本部町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 議案第76号 本部町農業委員会委員の任命について。本部町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、本部町字謝花505番地、氏名、平良 哲、生年月日、昭和60年7月10日。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○ 議長 石川博己 お諮りします。質疑、討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで質疑、討論を終わります。

議案第76号 本部町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第76号 本部町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

日程第35. 議案第77号 本部町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 議案第77号 本部町農業委員会委員の任命について。本部町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、本部町字野原143番地3、氏名、渡久地真吾、生年月日、昭和61年8月24日。令和2年

9月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○ **議長 石川博己** お諮りします。質疑、討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで質疑、討論を終わります。

議案第77号 本部町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第77号 本部町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

日程第36. 議案第78号 本部町農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 議案第78号 本部町農業委員会委員の任命について。本部町農業委員会委員に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

住所、本部町字伊豆味328番地1、氏名、喜納キミ子、生年月日、昭和27年8月6日。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○ **議長 石川博己** お諮りします。質疑、討論を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。これで質疑、討論を終わります。

議案第78号 本部町農業委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第78号 本部町農業委員会委員の任命については、原案のとおり同意されました。

日程第37. 議案第79号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 議案第79号について説明いたします。

議案第79号 工事請負契約の締結について。伊豆味クカルビ地区農地防災工事(2工区)について、次のように請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1、契約の目的、伊豆味クカルビ地区農地防災工事(2工区)。2、契約の相手、本部町字瀬

底407番地1、株式会社瀬底産業、代表取締役 仲榮眞光史。3、契約金額、7,502万円。4、契約の方法、指名競争入札。令和2年9月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提案する理由である。

次のページをお願いします。議案第79号資料、伊豆味クカルビ地区農地防災工事（2工区）請負契約概要です。1、工期は180日間。2、指名業者は本部造園から比嘉建設工業まで12者でございます。3の工事概要は、整備延長が338メートルです。土工事から仮設工までの概要となっております。

次のページは、入札結果報告書になっております。

最後の議案第79号資料で、左の位置図の赤いラインが今回施工する箇所でございます。右側が排水路の断面となります。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第79号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。議案第79号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会（午前11時41分）